

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長 副議長 局 長 次 長 係 長 担 当 担 当									文書取扱主任

第 7 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 27 年 9 月 7 日（月曜日）		開会 13 時 28 分		閉会 15 時 41 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		小野、井上、三上、山本、荒木、東元				事務局	菊井事務局長
		議長、副議長、委員外～清水議員					竹谷次長
欠席委員							平川係長
説明員		別紙のとおり			議 件		別紙のとおり
議 事 概 要	○参考人の出席要求について						
	異議申立人の福井雅章氏を参考人として本委員会に出席を求め、意見を聞くことに決定した。						
	1 諮問第 1 号 下水道使用料に対する異議申立てについて（平成 27 年 9 月 3 日付託）						
	(1) 異議申立てについて						
	所管から、資料に基づき説明を受け、質疑を行った。						
	(2) 参考人意見聴取						
	参考人から、異議申し立ての趣旨について説明を受け、質疑を行った。						
	・次回委員会までに、各委員で答申案をまとめていただき、議論することを確認した。						
	2 その他						
	なし。						
	3 次回委員会の日程について						
	9 月 11 日（金）、第 1 決算審査特別委員会終了後の 14 時 30 分頃から開催予定とし、案内はがきについては省略することに決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 小 野 保 之 ㊦							

平成27年9月4日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長

前 田 康 吉

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成27年9月3日付け滝議第92号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

建設部長

大 平 正 一

建設部次長

高 瀬 慎二郎

建設部都市計画課長

千 葉 豊

建設部都市計画課係長

水 田 辰 夫

(総務部総務課総務係)

第7回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

日 時 平成27年9月7日（月）
午後1時30分～

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

○ 参考人の出席要求について

- 1 諮問第1号 下水道使用料に対する異議申立てについて（平成27年9月3日付託）
 - （1）異議申立てについて（資料）都市計画課
 - （2）参考人意見聴取

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第7回 経済建設常任委員会

H27.9.7 (月)13:30～

第一委員会室

開 会 13:28

委員長 第7回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員長挨拶（委員動静）

委員長 委員動静ですが、委員は全員出席です。委員外議員として清水議員、傍聴として安樂議員、渡邊議員、木下議員が出席。異議申立人の福井雅章氏と道新の傍聴を許可しております。

本日は、9月3日の本会議で本委員会に付託された諮問第1号、下水道使用料に対する異議申し立てについて審査いたします。審査の進め方につきましては、まず、所管から異議申し立てについて、経過等を含め説明いただき、各委員から質疑を受けます。次に、異議申立人、ご本人から異議申し立ての趣旨を述べていただき、各委員から質疑を受けたいと思います。

○参考人の出席要求について

委員長 それでは、参考人の出席要求について、前回9月2日の本委員会で本件が付託された場合、参考人の出席を要求する方向で各委員に確認しておりましたが、改めて参考人の出席要求について、お諮りします。

諮問第1号、下水道使用料に対する異議申し立てについて、本日、9月7日、福井雅章さんを参考人として本委員会に出席を求め、意見を聞くことにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって、直ちに参考人の出席を要求し、後ほど出席いただきますと思います。

1 諮問第1号 下水道使用料に対する異議申し立てについて（平成27年9月3日付託）

委員長 1、諮問第1号、下水道使用料に対する異議申し立てについて（平成27年9月3日付託）、（1）、異議申し立てについて、所管からの説明を求めます。

（1）異議申し立てについて

千葉課長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

荒 木 1点目、市の「専ら」の解釈、考え方についてご説明がありましたが、10割家事用でなければ業務用ということですから、それが例外的になっている事例はないのか。それと、例えば自宅もしくはアパートの一室で事業を行っている場合については、管が家庭用だから家事用という解釈でいいのか。

2点目、資料の顧問弁護士の見解の④法的な「専ら」の解釈は10割ということですが、申立人の方が提出された資料の中に、「専ら」は七、八割だと主張される根拠を事例的に添付されております。顧問弁護士が法的に「専ら」の解釈が10割であるという根拠は何か。それから、8月18日の記載、市からの提案として、異議申し立てに基づかない形を提案したと。この意味について、私なりの解釈は料金体系に対しておかしいということであれば、この異議申し立ての趣旨に反するわけですから、そういうことであれば、要望書ということで提出

されたほうがいいですよという意味だと思うのです。つまり、この申立書は料金に対する不満というか、申し立てなので、料金体系に対する不満であれば、申立書という形は趣旨に反するということで、おっしゃられたのかどうか伺います。

千葉課長

1点目ですが、例外事例としては今まで扱っていないということで把握しております。また、自宅、アパートの件ですが、その中に業務用としての設備があってそこに排水設備があって、設置されていれば、業務用という扱いで運用しております。2点目、10割の根拠については、丸山弁護士からは法的には10割というのが、通常解釈だということで、根拠という部分については、詳しくは聞いておりません。それから、料金体系に対する見直しの要望という話であれば、その旨をご返答の中に、今後の見直しの中に含めるという回答ができるということで提案させていただきました。

荒 木

私が想定している、先ほどの自宅、アパートの質疑ですが、例えば、アパートの一室で、パソコン1つでできるような業務があると思いますが、それで業務用設備というのは、何を示して業務用設備と言っているのか。要するに、業として必要なものは全部業務用設備なのか。それと、丸山弁護士の法的に10割というのは、丸山弁護士の解釈だけなのか、何かあるはずです。そこは非常に重要だと思いますが、わかりませんか。

高瀬部次長

10割と、七、八割の捉え方ですが、これは法制担当と検証したところでは、申立人が出された事案については、風俗営業法に絡む刑事事件の対象事案であり、これを10割とすると、刑事事案として拾えるものではないという部分であり、我々が今使っている「専ら」という事案とは、明らかに立ち位置が違うという考えで、進めているところであります。こういう刑事事件を10割ということにしてしまえば、限りなく網に拾えなくなるということになりますので、事例として出された七、八割と我々が使っている10割の「専ら」とは、立ち位置が違うという考えで進めてきているところでございます。

千葉課長

パソコンで営業されている云々の話ですが、あくまでもその場所が業務用なのかというところで判断させていただいて、業務用の場所に排水設備があれば、それは業務用と、用途区分を決めるということで考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

三 上

申立人が2月中旬に相談に来たときに、資料の最後のページに、滝川市の考え方ということで記載がありますが、このことは、その際にしっかりと説明されていたのかどうか。ここが説明されていなければ、その後続く経緯というのは、誤解だとかいろいろなことがあり得ると思いますが、ここをしっかりと説明したのか確認したいと思います。

千葉課長

この点については、担当の方から十分に説明しております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

山 本

中空知広域水道企業団に、下水道料金の徴収を委託しているということで、構成市町については、同じような形で行われていると思いますが、構成市町の下水道料金の料金体系は同一なのか。それから、異議申し立てについて、どこが受けるのかということで、同じような事例で、道内で例えば中空知広域水道企業団のようなところに委託されている市町村が、どのような取り扱いをしているのか、どのような対応をしているのか、わかれば教えてください。あわせて、その中で、異議申し立てはどこにするのか、教示されている状況についてわか

れば教えてください。それから、「専ら」について、丸山弁護士のほうに伺ったということです、全国で判例等があるかと思うので、わかれば教えてください。

最後に資料要求ですが、もう一点、家事用が8立方メートル、業務用が20立方メートルということで、業務用が家事用より少し割高な料金で、大きなくくりの中で料金を設定されていますが、階層別にどのくらい使っているのか、20立方メートルを境にして5立方メートル単位で料金の支払い件数等がわかる資料を要求したいと思います。

千葉課長

構成市町の料金体系ですが、下水道料につきましては、各市町で作成しておりますので、必ずしも同じ料金体系にはなっておりません。滝川市と同じように家事用、業務用で分かれているのが、歌志内市、奈井江町で、その立方メートル数についても各市町でまちまちです。砂川市については、一般用ということで特に家事用、業務用という区分けをしないで、運用されているようです。異議申し立ての受け口については、このような事例は全道でもなかなかないので、どのようになっているかは不明です。教示については、道内においても教示されているところが、調べた中ではほとんどないような状況になっております。「専ら」の判例ですが、わかる範囲でかなり調べましたが、事例を見つけることができませんでした。

立方メートル毎の体系については、中空知広域水道企業団の数量等、調べて何とか出すことができそうです。

山 本

「専ら」の条文の解釈について、もっと詳しくお調べになったほうがいいかと思います。しっかり調べていただかないとこの審査にも影響してくる部分が出てくるかと思うので、裁判事例があったのかどうか、なくても、いろいろな自治体に問い合わせれば、同じような事例は全国で出てくると思うのです。どういった取り扱いをしているのかということが、委員会の判断の材料の一つだと思います。確かに滝川市の「専ら」は100%だよ、丸山弁護士も100%だよというのはわかりますが、全国で似たような事例はないのか、もう一度検証していただきたいと思います。

委 員 長

今、山本委員から再質疑がありましたが、その中で丸山弁護士に確認する必要があると思います。事例ばかり探すのではなく、その辺も含めて答弁願います。

高瀬部次長

裁判事例については、我々も調べながら、丸山弁護士に確認していきたいと思っています。「専ら」については、どこの自治体で使っているのかということではなく、裁判事例ということで調べていきたいと思っています。

山 本

滝川市のように100%と運用している所で、そういうもめごとの事例はあったのかだけは、お調べいただいたほうがいいかと思います。

千葉課長

他市で「専ら」を使って、異議申し立て等があった云々ということまでは調査してありませんが、道内の各市町の上下水道にかかわる条例の用途区分の関係で調査しました。その結果、「専ら」を使っているのは、道内で歌志内市と三笠市の2件で、全国的にも相当数調べたのですが、この用途区分における「専ら」を使用しているところは、他府県で3市町がありました。青森県鰹ヶ沢町、新潟県十日町市、愛媛県新居浜市、いずれも運用としては10割として適用していると確認しております。

委 員 長

先ほど、山本委員からの資料要求について、所管は提出可能ということですが、委員会として資料要求することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、資料の提出をお願いします。
ほかに質疑ございますか。

三 上

申立人が最初に相談に来たのが2月中旬と。その後、新しい店舗の排水設備が、2月24日に設置されたことを確認したと言われています。非常に重要なのは、滝川市の考え方を説明した後なのか、前なのかということが重要だと思います。このことについて伺います。

千葉課長

2月中旬に来庁されたときに、工事に至っていたかどうかの確認はしておりません。ただ、そのときにご相談された内容で答えをしたということです。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水委員外議員

質疑したいと思います。内容については、まず、事務概要に下水道使用関係の資料が一切ない。下水道の使用実態が全くわからない状態で審査していいのかというのが1点です。2点目は先ほど荒木委員の質疑に対し業務用設備という答弁がありましたが、これは何を指すのか。また、いろいろな例外事例として、こういう事例はということで3点目。最後に、次長答弁で刑事事件だったので特にハードルを下げたということに、そんなことはありえないだろうという話が4点目です。

委員長

清水委員外議員から質疑の申し出がありましたが、許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、2分間以内で清水委員外議員の質疑を許可します。

清水委員外議員

事務概要の内容についてですが、し尿処理ですら、1ページ割いているのです。最低このような資料が必要かと思いますが、いかがですか。2点目は、アパート、マンション等で業務をしているときは、業務用設備が設置されていることが一つの要件だという答弁がありました。この業務用設備とは何か。3点目は、例外はないかということで、例外に当たりそうなものをいくつか挙げると、例えば、自転車修理店、電気修理店等、また通い農家でごく少量のアスパラ等を家庭で洗って出荷している場合、そろばん塾等の生徒のトイレ用、自宅で営業している保険代理店、2階が自宅で1階が店舗でトイレやお茶、清掃の水は2階から持ってくる場合、行政書士等で看板は掲げているが自宅の場合等、こういった場合でも例外なく、100%でなければ、業務用にしているのかということを確認します。

最後に刑事事件だから「専ら」が、通常は10割だけれども、七、八割にするというのは、日本の法制度上このようなことを許したら、法律の一貫性がない。先ほどの次長の答弁は理解できないので、再度お聞きしたい。

高瀬部次長

七、八割と10割の論点ですが、我々は法律家ではありません。解釈上でこれを読んだ中での我々の判断としての考えです。ですから、法的な論争が云々ということも、そこまでも申し上げることができません。ただ、いただいた資料を読んだ中では、そういう立ち位置かなと。それと我々の今まで「専ら」を使ってきた10かゼロかということに対する考えでございます。

千葉課長

事務概要については、工事費等の発注状況を記載しております。水量、件数等には決算書の中に記載されている状況です。業務用の用途ですが、あくまでもその業務をされている場所、その場所に排水設備があるか、ないかということで判断しております。自転車、電気店等のお話もありましたが、業務をする場所にあるか、ないかということで判断しています。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑を終結します。

ここで、所管の方は退席願います。

それでは、ここで休憩します。再開は14時30分とします。

休 憩 14 : 17

再 開 14 : 30

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(2) 参考人意見聴取

委員長 ここで、参考人として、福井雅章さんに出席いただいております。この際、参考人に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べいただきますようお願いいたします。

早速ですが、参考人の福井さんから異議申し立ての内容等について述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

ここで、参考人から参考資料の提出がございましたが、これを許可し、配付いたします。

それでは、福井さんよろしくお願いいたします。

福 井 このたび、異議申し立て及び参考人として本日出席させていただいた福井と申します。今から、私が出した異議申立書の説明と本日添付した参考資料等、また、私の主張するところと疑問に思う部分について申し上げたいと思います。以降は、着席にてお話をすることをお許しください。よろしくお願いいたします。

それでは、異議申立書について、ご説明していきたいと思います。まず、1ページ目ですが、記載のとおり、処分の起因となる業務用の決定処分の撤回と、それを家事用に変える承認を求めています。教示がないという部分が6番にありますので、これも含めてご説明します。

次のページになります。異議申し立ての理由として、平成27年2月20日と。先ほど、三上委員から、最初にどのような説明があったのかという質疑があったかと思いますが、こちらのほうは、まず最初に私が来庁して、下水道事務係の女性の担当者の方に、工事に当たって、業者の下請けの下水道業者から、飲食はグリストラップという排水に油が混じらないようにする設備をつけなければならないと、かなり費用のかかる設備を設置するよう要求されたわけで、その確認のために来庁した。その折に上下水道においての家事用、業務用の認定はどちらなのかと下水道事務係の女性の方に聞くと、それは上水道に準じますと。つまり、中空知広域水道企業団に準じますという説明を受けて、最初に中空知広域水道企業団のほうに足を運んだということです。

話が前後しますが、どのような説明が最初にあったかというと、その女性の担当者の方が、おそらくインターネットの辞書である「専ら」という言葉をプリントアウトして、滝川市では、「専ら」はこれですということで、紙だけ渡されたので、それが法律であるとか、条例に付随する文書でないということが確認できたので、正直、ばかにされているのかなと思い、退散した次第です。

話は戻りますが、千葉課長が前段言われたのは、私の主張が、大体水量が家事用七、八割であるということを主張したと言いますが、私は最初から9割以上

家事用に使っているという主張をしていますので、ここで訂正しておきます。先ほど、言ったように滝川市において「専ら」とは全て例外なくと。念を押した上で100%であるということの言葉を頂戴しております。

異議申し立ての理由の2ページ目に移りますが、利用開始から当方上下水道使用量の部分について、使用水量から家事用で算出し、3月分から順次遅滞なく、使用料を支払ったという部分です。この間、何らかのお話等がありましたが、書面によるお話は、一切、私が7月29日に受け取った給水停止予告通知書以外にありませんでした。つまり、私が添付した別途添付2の水道料金、下水道使用料現金払込み添付書ですが、後ほど聞きましたが、下水道事務係のほうでは認識されていなかった、中空知広域水道企業団のほうで止まっていたそうです。次に、水道が止められると生活ができませんので、異議申立書を作成するに至ったということです。あと、当方が専ら家事用と判断した根拠の部分ですが、③番に記載がありますが、実は前店舗のときに、当時5人家族でしたので、水道使用量が二十四、五立方メートルほどありましたので、それについて、業務用のままであれば、業務用の基本料金を超過する部分に関して、業務用で払うつもりはないという話を数年前ですが、させてもらっていました。それで、かなりもめまして、解決法として、同じ水道メーターで、業務用の基本料金の上にさらに家事用の基本料金を支払っておりました。つまり、家事用の部分を認めていただいたわけです。六、七年前の話で当時の担当者の名前は忘れましたが、どうしても業務用を家事用にできないので、このような形にして全体の支払額を少なくするように歩み寄りますので、このようにしてくださいということで、私は当時、法律等読んでいなかったもので、そういうことでしたらと歩み寄りできたのだと思って、その場をおさめて、何年間か両方の基本料金を払っておりました。調べたらわかると思います。

異議申し立ての理由の3ページ目になります。今、事情がありまして、単身になりましたので、水道使用量が私ひとりで使って、なおかつ店で使っていて、これを業務用のままで使うのは是か非かということですが、それで先ほど言った、95%がテイクアウトとかというのは、一つのメーターで家事用、業務用とするとときに調べた分でございます。

今、問題になっている大町2丁目1の32の自宅兼店舗の使用に関しては、客観的に見ても、家事用で占めているし実際に使っていないと。もし、必要であれば、実測する用意はあります。

異議申し立ての理由の4ページですが、8月4日以降、私が最初に異議申し立てした書類に不備が何カ所あった部分からの経過です。異議申立書を受け取ったが、受理印を押印していないので受理した事実はないということで、お返しいただいた。ただ、そのときに千葉課長から地方自治法についてとか、今後の料金改定まで待つてほしいと言ったときに感じ取ったニュアンスは、何とかここでおさめませんかというニュアンスだったと記憶しております。

添付書類についても、先ほど順次説明しているので、特にありませんが、先ほど少しお話に出た、別途添付4の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について、お話をさせていただきたいと思います。

それに付随して、本日、配付させていただきました厚生労働省の健康局長発布の各都道府県知事宛の、がん診療連携拠点病院の整備についてという資料について、こちらのほうに記載がありますが、先ほど、次長のほうから、立ち位置

が違うという話があり、異議申立人がつけた資料とは違うとおっしゃっていましたので、誠にそのとおりとおりでと思いますが、それについての説明をさせていただきたいと思います。

警察庁生活安全課局長発布の解釈運用基準と重複しますが、内容の云々で重ねて提出したものではなく、今般一番の争点であるところである「専ら」という文言の法律や条例上の根源的な取り扱いについて、2点の資料に基づいてご説明させていただくために提出いたしました。まず、それぞれの書類に2点の共通点があります。双方とも「専ら」という文言の意味合いに対し、法律や条例の記載だけでは不十分ゆえに、特に数値にかかわる部分は、それぞれに適切な施行を図るため定義、指針、判断基準などを明文化し、これをもって根拠として運用せよとあります。次に、異口同音に双方ともに運用に当たっては、根拠を内外に周知せよとあります。前者については、何度も滝川市に対して、「専ら」は100%であるとの根拠はどこにありますかという質問の回答は、現段階で頂戴しておりません。確かに、先ほど千葉課長が言った顧問弁護士が100%だといったという伝聞でしかいただいておりません。私思うに、行政や組織が法律や条例を運用するに当って、明文化されていない根拠を主張するのは不当である。また、後者の周知に関しては、滝川市民が知り得るところは、「専ら」という文言のみであると。また、立ち位置が違うと先ほどおっしゃっていましたが、二つの資料を鑑みても、少なくとも「専ら」の解釈は100%でないのは、明らかなと主張いたします。

最後に、私の疑問という部分で、主張させていただきたいのですが、1、滝川市の主張である「専ら」が100%の根拠とは何か。2、もともと教示がなかったもので、「専ら」が100%という主張に対しての責任者がどなたであるのか。3、万が一、「専ら」とは100%と主張を押し通すとき、滝川市民の誰もが納得し得る根拠を明示できるか否か、またできるのであればどのようなものかということです。

委員長

ありがとうございました。

それでは、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言し、また委員に対しては、質疑することができないことになっておりますので、ご了承願います。ただし、質疑の内容に不明な点がある場合には、質疑を確認することができます。

それでは、質疑ございますか。

荒 木

参考人から、業種は別として業務用という範疇の中で、トイレもない、例えば、飲食でない物だけ売っているような店舗で、お茶くらいしか飲まないといった場合、業務用となっている事例が多くあると思うのです。根拠のないことは余り言いたくないのですが、そういう事例がたくさんあるというご認識があるのかどうか。それから、もともと異議申し立てをされるときに、初動でいろいろあったと。それでこれは問題だということは心情としてはよくわかります。もともと異議申し立てをする一番の要因は「専ら」の判断ということで確認していいのか。要するに、「専ら」についての参考人の認識はよくわかりましたので、それに当たるとこの料金はおかしいという料金に対する不満なのか、もしくは滝川市の下水道の料金体系が問題だという問題意識のほうが多いのか、または両方なのか伺います。

福 井

1点目は、独自に聞いてきたものですが、美容関係を含む所で家事用となっている所を確認しております。また、それとは別に、飲食でも1件、洋服店等飲食にかかわらないものでも二、三店舗、これは滝川市だけではなく、中空知管内ということで把握しています。それと、先ほど千葉課長がおっしゃった排水施設があるかないかで判断していますと。判断するということは、1件1件立ち入っているのかどうかということがありますので、つけ加えておきます。

2点目に関しては、「専ら」に関する事情というのは、料金が安いとか、高いから何とかしようとか言っているのではなく、用途区分に関して家事用で申請しているのに、なぜ業務用なのかと。100%とどこかに書いてあれば、一旦おさめます。おさめた上で100%はおかしいという市民運動なり、各議員にご相談に行く形になるかと思います。まずは、何の根拠もなく、業務用でしか認定しないというスタンスに対して、異議申し立てをしたものです。

荒 木

今、お答えをいただいた1点目の確認ですが、美容とか、飲食等と事例を挙げられた所は、どことは言えないと思いますが、滝川市内ですか、市外ですか。

福 井
委 員 長
副委員長

どことは申し上げられませんが、滝川市外が1件、その他が滝川市内です。

ほかに質疑ございますか。

最初に下水道事務係の女性の担当者が応対した話がありましたが、その結末についてお伺いします。

福 井

市内のハローガス共栄のほうに店舗と住宅の内外装及び全てをお願いし、それから各下請業者にそれぞれの部分を発注しており、排水を担当する業者の見積書からグリストラップなる十数万円かかる、いわゆるコンクリートの地面を掘って四角いコンクリートの固まりを入れて、一旦そこで水をあふれさせ、油だけを浮かせて油を定期的に取りするという設備を業者のほうから設置しなければならなくなったという話を受けて、その確認のため、下水道事務係に行ったわけです。その際に一応設置してくださいとお願いはされていますが、何ら法的な強制はありませんと。設置しなかったから、営業許可がないとか、下水道の使用ができないとかございませんので、ご安心くださいという話をいただきました。そのときに、水道の家事用及び業務用の認定はこちらで聞いたらいいのかという質問に対して、中空知広域水道企業団に一任していますので、その決定に下水道事務係は準じますという言葉をいただいて、2月20日に中空知広域水道企業団に申請に行った次第です。

委 員 長
山 本

ほかに質疑ございますか。

「専ら」の解釈によって、究極は料金体系に影響してくるのではないかと思います。申立人については、「専ら」を使うのはおかしいのではないかと異議を申し立てるということでもありますので、総合的に勘案すると「専ら」を判断するときに全国でもこの言葉を使っている市町村が非常に少ないということですから、「専ら」を判断することによって料金の部分まで踏み込むということを私どもに投げかけるというご認識があるのかどうか。「専ら」を判断することによって、究極は料金判断まで行くという認識はあるのか伺います。

福 井

私が申し上げているのは、現行下水道の条例において、「専ら」の根拠となるものを示していないのに、業務用と認めるのは不当であるという主張なので、料金体系云々というのは、識者初め皆様が会議をして決めていくことですから、それに対して異議を申し立てるものではありません。

もう一点、先ほどの説明のとおり、それぞれ「専ら」という文言を使って、行

政及び組織が法律や条例をもとに運用するときにそれぞれの現場が混乱するので、定義や指針、運用判断基準などを設けて、念を押ししているのに、なぜ滝川市にそれが無いのかと。無いのになぜそれが100%というのか、どこから出てきたのかという疑問に終始している次第です。

委員長
三 上

ほかに質疑ございますか。

基本的には、家事用と業務用があるということをご存じだったと思いますが、新たに移った店舗については、既に業務用の排水設備になっていたのか、あるいは家事用だったものを業務用に変えたのか伺います。

福 井

グリストラップなるものを設置していれば、業務を想定したものということになると思います。私の認識としては、業務として認識していたかと言われれば、業務として認識しております。ただ、問題にしているのはそれではなく、蛇口がついていたら業務用です、排水設備がついていたら業務用となると。では私のところのように事前に真っ当に業務用としてきたけど、調べた結果、家事用でもいいけるのではないかとやってきた人には立ち入って、それは業務用だよというのと、マンションやアパートで業務をしているような所に立ち入らないで家事用になっているというダブルスタンダードが通用するような感じがします。

委員長
清水委員外議員

ほかに質疑ございますか。

質疑をしたいと思います。内容については1、現場が混乱しないようにということについて、詳しくお聞きしたい。2、排水設備があれば、あるということが要件であれば、一つ一つチェックをしているのかという疑問を言われましたが、この審査でそれをその明らかにしてほしいというお考えがあるのかどうか。3、もし料金体系が業務用、家事用関係なく、「専ら」という表現を使わなくてもいい単純な水量だけの制度であれば、何の問題もないと考えるのかどうか。この3点について質疑したいと思います。

委員長

清水委員外議員から質疑の申し出がありましたが、許可してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長
清水委員外議員

それでは、2分間以内で清水委員外議員の質疑を許可します。

まず、警察庁、それから厚生労働省、二つのかなり違う省庁が「専ら」の例を出されていると。いろいろと調査されていると思いますので、他の省庁でも「専ら」という言葉について、同じように混乱を防ぐために補足説明あるいは周知している事例がありそうだと思うかどうか。2点目は、排水設備があることが、アパート等の業務用か家事用かの要件だと所管は答弁したのですが、これについては今回の審査において、明確にどのような検査をしたか等、そういった実態を明らかにしてほしいというお考えがあるのか。3点目は、例えば動物園の料金は大人用、子ども用とあります。子どもと言っても小学生以下、中学生以下、高校生以下と、いろいろな二重料金体系には相当具体性があるのです。そういう点で二重料金制でなければ、こういう問題は一切起きないとお考えでしょうか。

福 井

3点目については、質問の内容を再度確認させていただいてもよろしいでしょうか。まず、1点目ですが、私は滝川に来る前に、医療関係の仕事についておまして、病院事務関係ですが、この「専ら」というのは厚生労働省においては、「専従」、「専任」という言葉で強度を分けているわけです。これは「専ら」ではないのですが、従来これが100%かどうかということで、長らく議論されておりました。それで、この厚生労働省の資料については、こういった「専

従」、「専任」については混乱しないように明記するように慣例的になっていると思いますので、探せばいろいろ出てくるかと思います。滝川市立病院の放射線科などにも、専従医師であるとか、専任看護師であるとかというような制度がありますので、滝川市が100%ともしおっしゃるのなら、他の業務に一切携わっていないかどうかをぜひ確認していただきたいと思います。100%というのは下水道事務係だけの認識ではなく、滝川市全体の認識であると再三、説明をいただいておりますので、厚生労働省が七、八割でいいよ、専任については5割でいいよと、参考資料の一番後ろに書いてあるわけです。それにもかかわらず、滝川市は「専ら」とは100%だから、そんなことはさせませんと。専従であろうが専任であろうが、100%その業務に当たらせていますと、胸を張って言えるかどうかぜひ聞いてください。

2点目、排水設備について、清水委員外議員がおっしゃったとおり、私がこういう文句を言ったので、わざわざ、記録をとる人員と私と話す人員とその設備を検査する人員の3人でやってまいりまして、事細かに調べて、その上で、排水設備があるではないかと、だから業務用なのだと。しかし、「専ら」というところにそのことは書いていないのです。そういうものが書いていないのに、根拠なく、私から見れば、こじつけのようなことで、業務用だと言われたところで納得のできる点が1点もなかったもので、現在に至っております。それとマンション等密室の業務に関して、今後申請を受けたのならば、私と同様に3人ほど引き連れて、調査に行っていたきたい。そういうことが二重基準をなくすという意味では、公平だと思います。これは要望になります。

清水委員外議員

先ほど、申立人がもし100%であれば、一旦おさめて、しかしその後再度、何か申し立てるといった意図のことを言われたのです。それは、業務用と家事用という二つの区分とか、あるいは大人用、子ども用とかという区分のない、量で決めるという1種類の制度にするのであれば、何の問題もない、適切だというようなことをお考えになりながら、お話をされたのか。そうでないとすれば、どのようなことを想定されているのか。今の段階でわかれば、お聞きしたいと思います。

福 井

異議申立書にも書いた健康で文化的な生活を営むことができないであろうということが容易に想像できる給水停止予告をいただいておりますので、そういったことを考える余裕はありませんでした。8月25日に水を止めると言われているので、そういう難しいことは考えませんでした。私は正当な主張をしているのにもかかわらず、あたかも恫喝のようにはがき1枚送ってきて、生殺与奪のようなこの行為は許せないと思ったので、異議申立書をつくることにしました。それと、制度について、使った分だけどうであるとか、そういうものはぜひその専門家の、多分こちらの委員の方だと思いますが、しっかりもんでいただければいいだけであって、それが出た場合に関して、私は文句を言うつもりはありません。ただ、多くの滝川市民のオーディエンスとして、高いとかというような運動があるならば、協力する用意はあります。

清水委員外議員

厚生労働省と警察庁の事例以外の他の省庁、官庁で「専ら」というのは、探せばたくさん出てきそうですか。

福 井

調べるまでもなく、厚生労働省にこういったものがあるというのは、認識しておりました。一方、警察庁のほうは、判例から調べ、この資料に行きついた次第です。その他は、インターネット上では見つかりませんでした。あとは、法

委員長
荒木

律事務所等で取り扱っているものは多々ありますが、それが各省庁に該当するかどうか私の段階では調べておりませんので、お答えできません。

ほかに質疑ございますか。

最初のご説明の中で、前店舗のことについてお話がありました。二十四、五立方メートルくらい使っていたと。業務用のメーターがあるのに、家事用のメーターをもう一つつけたということなのか、超過分が云々ということについて、確認させてください。

福井

前店舗と今の店舗を分けてご説明させていただきます。前店舗、栄町3丁目で営業されていたときには、前々店舗が本町のほうで営業しておりまして、私はまだ滝川に来ていないときに母が最初に代表として、言われるがままに業務用にしていたと思います。それで栄町3丁目に移ったときに、家族がふえましたので、そこに住むということになったときに、業務用のままで支払うと基本料金を超えると業務用の料金、単価の高い料金を支払わなければならないのは納得がいかないのかという話をしたわけです。この時点においては、業務用を家事用にしてくれと言ったわけではないのです。私としては、今までどおり払うものは払うと、業務用で払うと。ただ、業務用の超過料金については、明らかに家事用であるので、何とか考慮してほしいという相談を8年近く前だと思いますが、お話した結果、一つのメーターでまずは業務用の算定をします。そして超過部分は、量に関係なく、家事用の基本料金が課せられました。それでも、両方の基本料金を合わせて、超過した場合、家事用の超過分として試算しましたら、当時恐らく月に千四、五百円安くなったと思います。それで私は妥協し、前店舗ではそういった状態でずっと支払っておりました。使っても使わなくても基本料金を二つ払っていたわけです。

本当はこれだけしか使っていないというときに、ポリタンクを使って測って見たら、1日35リットル程度業務用として使っていたと思います。ただ、トイレ等測れないものは除きます。新店舗のほうは、測定不能なお客様の手洗いとか、トイレがない、95%以上テイクアウトで食器洗いもない、材料の生地の水分と調理器具の洗浄だけなので、おそらく今測れば35リットルよりも少ないかと思います。それが現状で、9割以上が家事用ということです。

委員長
井上

ほかに質疑ございますか。

最初の担当者、それからこの中にもあるが、裁判でもやったらどうだとか、滝川市の職員の対応に対して不満があって、このような形になったと捉えていいのか伺います。

福井

確かに、最初の女性の担当の方は少しきつい方でしたが、私が言いたいのは、四角四面の役所仕事とやゆされるのになぜ書いていないことまでするのかと、「専ら」の根拠がないのに100%だと言えるのかということが問題になっているので、今回、市職員の態度が悪いとかということは気にしていません。その後に引き継いでいただいた千葉課長、水田係長はすごく紳士的でありましたし、中空知広域水道企業団の金子さんの裁判という発言も、現場で困り果てて、私では判断できませんが、言っていることはよくわかります。ただ、中空知広域水道企業団の条例でもどうしようもないですと。それでもどうすればいいですかと聞けば、苦し紛れに、弁護士に相談していただいて、裁判でも起こすなり何なりということしか、私のほうからは答えられませんということをしていただいておりますので、大変紳士的な方でした。何度も私のほうにわざわざお越し

- 委員長 もいただきました。
ほかに質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員長 先ほど、参考人から病院の中での専従、専任ということで、確認してほしいということ、また排水設備について、アパート、マンション等の立ち入り調査を要望するということについては意見とさせていただきます。
以上で参考人に対する質疑を終結します。
この際、参考人に対し、委員会を代表し一言お礼を申し上げます。
本日はお忙しい中、ご出席いただき貴重なご意見を頂戴し心から感謝いたします。本日のご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。
本日は誠にありがとうございました。
ここで休憩します。
- 休 憩 15 : 18
再 開 15 : 28
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
これまでの所管からの説明、参考人からの意見を踏まえて、委員会として諮問に対する答申としてどういったものにするのか、各委員からのご意見を伺いたいと思います。論点としては、業務用として少しでも使用していれば、業務用とするのか。2つ目として、「専ら」という表現について。3つ目として教示についてということで、各委員からの意見を伺いたいと思いますが、意見ありますか。
- 荒 木 この件について、今後の委員会がどのような予定なのか。きょう、ここで最終的な委員の意見と言われても、再度、所管に出席いただいて意見を聴取できるのか、その辺をどのようにお考えか伺います。
- 委員長 今後の予定として11日、14日に委員会を開催し、最終的に17日に本会議で答申と考えていますが、きょう、ここで結論はでないと思いますので、きょうの所管と参考人からの意見を聞いて、委員の皆さんもご自身の意見もあるかと思えますので、きょうはこのまま終わって、11日の委員会で各委員からの意見を聞いた上で判断したいと思いますが、いかがですか。
- 荒 木 もう、所管は呼ばない方針ということでよろしいですか。
- 委員長 きょうの中でも確認事項が多少あるので、所管も出席いただいた上で意見も聞きながら判断したいと思いますが、いかがですか。
休憩します。
- 休 憩 15 : 30
再 開 15 : 39
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
「専ら」という表現、あるいは教示についてはどうするかということも所管の方には投げかけていますので、その辺についての確認と、また委員の皆さんといろいろなことを話し合いながら決めなければなりません。次回委員会までに各委員のほうで答申案をまとめていただいて、11日の委員会で議論したいと思います。特段、その時に所管を呼ばなくてもいいと思いますが、また、後でいろいろな問題が出てくればその際に確認していきたいと思いますが、そのようなことでよろしいですか。
(異議なしの声あり)

2 その他について

委員長

2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3 次回委員会の日程について

副委員長

それでは、3、次回委員会の日程につきましては、9月11日（金）の第1決算審査特別委員会終了後、14時30分頃から第1委員会室で開催する予定ということでお願いします。案内はがきは省略します。

副委員長

それでは、以上をもちまして第7回経済建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 15：41